

別記

審議概要

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 新しい教育計画の諮問について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】

まず、計画策定の大まかな流れについて説明します。最終ページの参考資料を御覧ください。現行計画は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までが計画期間であり、次期計画は、令和5年度（2023年度）からの5年間で計画期間となります。4のスケジュール案に記載のとおり、次期計画の基本的な方向性について、今後、北海道教育推進会議への諮問、計画骨子案の作成、計画素案の作成、パブリックコメントの実施、計画原案の作成の各段階において御審議いただき、令和5年（2023年）2月を目処に答申を受け、3月には道教委として計画を策定する流れです。

今回お諮りする諮問理由書は、教育推進会議に対し、次期計画の策定に向けた審議をお願いするに当たり、これまでの経緯や策定に際しての留意事項等を示した上で、特に、最後の段落に示す観点を踏まえて方向性を検討いただくよう、道教委としての考えを示すものです。

それでは、諮問理由書の概要を簡単に説明します。

まず、1段落目では、人口減少や少子化の進行、情報技術等の進展により人々の価値観等が大きく変わり、従来の知識や経験だけでは対応できない難しい時代となっており、こうした時代にあって、子供たちが様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが必要であり、教育機関には、そのために必要な資質・能力を育むことが求められていることを記述しています。

2段落目では、これまでの北海道の取組として、北海道総合計画にお

いて、ふるさとへの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくりや、グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成を掲げ、さらに、北海道総合教育大綱で、生まれ育った地域や環境等にかかわらず、全ての子供に質の高い教育を提供することにより、自ら考え判断し表現できる力を育むことを記述しています。

3段落目では、これまでの道教委の取組として、自立と共生の理念の下、社会で生きる力や豊かな人間性の育成など、6つの目標を柱として施策を進めてきたことを記述しています。

4段落目では、本年1月に中教審答申が公表され、その中では、学校教育がこれまで果たしてきた役割等を振り返りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、今後実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」として、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と示されたことを記述しています。

そして、最後の段落では、新たな計画の策定に当たり、本道におけるこれまでの教育実践等を踏まえつつ、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の進展、学校における働き方改革など近年の教育を取り巻く状況を考慮し、その上で、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進んだ学校のICT環境を、障害のある子供や不登校の子供を含めた全ての子供たちの学びに活用するなど、新しい教育の在り方を見据え、自ら課題を見付け、解決し、生涯を通じて主体的に学び続ける意欲を持ち、持続可能な地域づくりを担う人材の育成につながる計画となるよう、計画の基本的な方向性や成果指標の在り方について諮問するとしています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【山本委員】

諮問理由は、よく分かりました。一番下の行に「基本的な方向性や成果指標の在り方」とありますが、成果指標の在り方というのは、とても

大事だと思っていました。毎年、推進計画の掲げた施策の進捗状況を評価していますが、当然のことながら、指標の項目数や内容、あるいは目標値によって評価が異なってきますので、教育委員会はもちろんのこと、学校にとっても、どのような指標が良いかを審議していただくことは重要だと思っています。学校のモチベーションにつながる適切な成果指標について、答申を期待したいと思います。

【橋場委員】

全体を見ると、改訂、進展、改革など、変化を示す言葉が何度も出てきます。移り変わりの激しい時代の中で、子供たちがどのように対応していくのか、また、どのように揉まれ、鍛えられていくのかといったことが大きな観点の1つになるだろうと思います。最初の段落にあるとおり、激しい変化の社会にあって、どのような生き方が良いのかというのは、正解を出すことが本当に難しいと思いますが、頭が柔らかくなければ、様々な変化に対応できないというのが常ですので、教える側も変化にできるだけ早く対応し、適した推進計画を作っていただきたいと思えます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 報告 1 令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会の設立について

ア 説明員 唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

令和5年度（2023年度）に本道で開催する全国高等学校総合体育大会の実行委員会を設立しましたので、報告します。

資料1ページを御覧ください。本実行委員会は、全国高等学校総合体育大会を北海道で円滑に実施するため必要な業務を行うことを目的として、令和5年度（2023年度）までの間、設置することとしています。組織体制は、資料の3のとおりであり、委員は、北海道知事を会長として、関係機関・団体の代表者や各競技の会場地となる市町の長で構成しており、各分野それぞれの立場から御意見をいただくこととしています。

なお、委員構成は資料2ページのとおりですので、後ほど御参照いただければと思います。

実行委員会には、6つの専門部会を置き、各分野に係る機関や団体の方に、それぞれ専門的な分野について、御審議をいただくこととしています。また、式典専門部会では、分科会を設けており、総合開会式の式典の中で予定している高校生による演奏や公開演技などの準備を進めていくこととしています。

次に、設立総会及び第1回総会の実施状況ですが、6月8日にリモートにより会議を行ったところであり、設立総会では、知事からの挨拶後、大会概要の報告、実行委員会会則などの決定を行い、第1回の総会では、令和3年度（2021年度）の事業計画や、専門部会への委任事項などについて決定したところです。

今後は、この実行委員会の組織体制により、総合開会式や競技種目別大会などに向けた具体的な準備について、関係各所と連携協力しながら、令和5年度（2023年度）の開催に向けて準備を進めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

第1回の総会をオンラインで実施したということですが、参加者から質問などありましたか。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

特に質問等はありませんでした。

【青山委員】

実質としては、顔合わせというような感じだったのですか。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

そうです。

【倉本教育長】

顔合わせではあったのですが、委員が多いので、オンラインだと画面に全部入りきらないという状況でした。本来、設立時には、一堂に会する方がスタートとしては雰囲気が良いと思うのですが、今回はコロナ禍ということで、このような形で実施し、2年間しっかり取り組んでいこうという確認だけをさせていただいたという感じでした。

ほかに御質問や御意見はありませんか。

【山本委員】

委員構成から、オール北海道で、いよいよ本格的にスタートすることが見て取れます。

1つ質問です。3に組織図が出ていますが、専門部会については、既に構成員などが決まっていて、組織として動き出しているということでしょうか。今後、具体的には、この部会が中心になって動いていくことになると思いますので、今後の見通しを知りたいです。

また、会場地の対応は、実施される種目によって変わることが多いと思いますが、大会の1年前に実行委員会を設置するということでは、スケジュール的に厳しいものがあるのではないかと思います。実際には、その前から準備が必要であり、各市町村実行委員会の設置前に準備委員会のようなものを置いて、準備を重ねていくのかなと思います。その

見通しについても、お知らせいただきたいと思います。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

まず、1点目の専門部会についてですが、今月末の競技専門部会開催を皮切りに、来月の初めには、式典専門部会を開催する予定となっております。他の専門部会も順次開催する予定になっています。

次に、各会場地における実行委員会ですが、令和4年度(2022年度)に設置する予定で進めており、今年度については、道の実行委員会、高体連の専門部、会場地の市町の3者で打合せを行うなどして、この実行委員会の準備を進めていく考えです。

【川端委員】

全体の動きはよく分かりましたが、1つ質問があります。恐らく、宿泊・衛生専門部会が、感染症対策を検討するのだろうと思いますが、実際に試合をするのは2年後ですので、その頃には、ある程度、感染症が収束していたり、ワクチン等の対応が変わってきたりしているのではないかと思います。全国から道内に多くの子供たちが来て、各都道府県に戻っていく、そして、大会中に対応する道内の子供たちもいることを踏まえると、関係機関としっかりと連携し、100パーセント安全とは言いきれないとしても、安全・安心な大会を実施することが大事だと思いますが、宿泊・衛生専門部会だけで、そのような連携が取れるような体制を作り、対応することができるのかというのが、少し気になります。

また、中体連が中止になりながら、高体連は実施しているという現状がありますが、様々な学年の子供たちが、夢を持ってこの場に参加できるように、例えば、学年によって対応が異なるといったことがないように運営していただきたいと思います。

【唐川学校教育局長兼ICT教育推進局長】

委員御指摘のとおり、コロナ対応については、一応、宿泊・衛生専門部会を窓口として、医療及び救護等の全体計画を策定して審議することとしています。ただ、これだけ大きな大会ですので、全国の高体連ともしっかりと連携を図っていきたく思いますし、令和5年度(2023年度)における感染状況についても、他県や国の動き等をしっかりと確認しな

がら進めていきたいと思っています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 報告 2 北海道教科用図書選定審議会からの答申について

- ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長
- イ 結論 報告を了承
- ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

4月22日の教育委員会で御審議いただき、北海道教科用図書選定審議会に諮問した事項について、6月11日、審議会会長から答申がありましたので、報告します。

資料1の11ページを御覧ください。今回の審議事項は、諮問事項に記載のとおり、大きく2つです。1つ目は、令和4年度（2022年度）に義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に関する事項であり、これは、いわゆる9条図書と呼ばれる特別支援学校を対象とした図書に関することです。2つ目は、令和3年度（2021年度）において新たに発行されることとなった中学校用教科用図書の採択に関する事項であり、今申し上げた2点に関する採択基準と採択参考資料について、諮問したところです。

次に、資料1の2ページを御覧ください。採択基準について申し上げます。まず、1ですが、別記についての記載ですので、後ほど説明します。続いて、2には、道立の特別支援学校の小・中学部で使用する図書を採択する基準が記載されており、(1)から(3)までのとおり、選定委員会の設置や採択に当たっての留意事項などが記載されています。

続いて、3ページの3では、道立中等教育学校の前期課程で使用する中学校用教科用図書を採択する場合の基準について、(1)から(3)までのとおり、校長の選定報告に基づいて採択することなどの留意事項等が記載されています。

次に、4ページを御覧ください。これは、先ほど申し上げた別記1であり、道教委が市町村教委に示す、いわゆる9条図書の採択基準が示されています。1、2では、小・中学校の特別支援学級や道立を除く特別支援学校で採択できる図書について、3から6までは、採択に当たっての留意事項や採択参考資料の活用などについて、それぞれ記載されてい

ます。

次に、6ページから9ページにかけての別記2を御覧ください。市町村等の中学校用教科用図書の採択基準が示されています。内容については、中学校用教科用図書の採択年度である昨年度に道教委が示したものと同様になっています。1は、市町村教委が共同で採択する場合の基準、8ページの2から4では、市が単独で採択する場合や私立の学校長が採択する場合について、それぞれ基準が記載されているところです。

続いて、資料2を御覧ください。これは、小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択参考資料です。教科別に採択して使用することから、4ページ以降のとおり、教科別に排列しています。

また、例年同様、図書1冊ごとに、取扱内容、内容の程度、排列、分量等、また、使用上の配慮事項等の特徴が、その右側には、障害の種類や発達の段階が記載され、備考には、図書の大きさ、ページ数等が記載されています。なお、新しく追加されたものには、新規図書の欄に○が付いています。

次に、資料3を御覧ください。中学校用教科用図書採択参考資料です。

新たに発行された中学校社会科歴史的分野の教科書に係る参考資料となっており、道教委では、教科書出版社から送付された教科書の見本本について調査研究を行い、教科書の特徴や客観的な数値データなどを示しています。内容や構成は、昨年度と同様としています。

様式1を御覧ください。上段には、学習指導要領に示された教科の目標、学年・分野・領域等の目標などが示されています。続いて、様式2では、取扱内容、内容の構成・排列等に分けて記載されています。続いて、様式3ですが、上段の囲みでは、数値化して、より客観的に調査した項目を記載しています。具体的には、アイヌの人たちの歴史・文化、北方領土、自然災害について、取り上げているページ数等を数値化しているところです。続いて、様式4を御覧ください。様式4は、様式3に示した調査項目に基づき、把握したページ数等をまとめた表となっています。そして、様式5では、様式4で網掛けされている箇所の具体的な

記述箇所をまとめた表となっています。

なお、次ページからは、昨年度の採択参考資料を添付しています。

以上が、採択参考資料の概要です。今後、この答申に基づき、道教委として、早急に採択基準と採択参考資料を決定し、採択権者である各市町村教育委員会等に通知し、採択が適正かつ公正に行われるよう指導助言に努めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【橋場委員】

用語についてですが、様式2に取扱内容に「排列」という文字があります。以前も聞いたかもしれませんが、この字を使っているのは、何か特殊な意味があるのでしょうか。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

根拠法で「排列」と規定されているため、それに倣^{なら}っているものです。

意味としては、通常使用する「配列」と全く同じです。

【橋場委員】

分かりました。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。